

弊社電子申請システムSpeedyで電子申請（電子署名による申請）をご利用のお客様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和3年2月1日に、建築確認手続きの押印不要に伴う「建築確認手続等における電子申請の取扱いについて」技術的助言が発出されました。

本技術的助言には、電子署名に代わる代替措置の記載があり、今後のガイドラインの発出により、さらに詳細の申請フローが明確になると思われます。

弊社電子申請システムSpeedyにおいても、この度の技術的助言に対応したより利便性の高いシステムへの更新を検討しております。ご利用のお客様におかれましてはガイドラインの発出まで、いましばらくお持ちいただきますようお願い申し上げます。

（以下資料添付）

資料1 建築確認手続等における電子申請の取扱いについて（技術的助言）

資料2 所管行政庁・指定確認検査機関向けQA（電子申請関連）

令和3年2月8日